

**グループウェアノートパソコン機器リース及び保守
(令和5年度更新分) 仕様書**

令和5年

新潟市水道局

この仕様書は、新潟市水道局（以下「甲」という。）が令和5年度に予定しているグループウェアノートパソコン機器の調達に関する甲と受託者（以下「乙」という。）の契約履行について必要事項を定めるものである。

1 件名

グループウェアノートパソコン機器リース及び保守（令和5年度更新分） 一式

2 リース期間

令和5年10月1日から令和9年9月30日まで（48か月）

3 契約形態及び支払について

契約形態は、長期継続契約による総価契約とする。また、契約締結から賃貸借契約期間の開始までは、甲が実施する当該機器の設定調整、動作テスト等を含めた検証期間とし、支払いについては、令和5年10月1日から発生するものとする。

4 調達機器の内訳

ノートパソコン75台

なお、機器の性能及び詳細仕様については、「15 機器等の仕様」のとおりとする。

また、必要とする保守条件については、「10 保守業務」のとおりとする。

5 作業計画書の作成

乙は、契約締結後速やかに作業体制を確立し、次の事項について作業計画書を作成し甲あてに提出し、甲の承認を得るものとする。

納入場所等の調査・確認については、事前に甲の承諾を得て行うものとする。

(1) 作業計画書

ア 機器の動作確認日程

イ 作業従事者名簿

ウ 動作確認済み機器の納入日程表

エ 搬入品の寸法（梱包を含む。）、個数一覧表

(2) 誓約書の提出

乙は、5(1)イで作成した名簿に記載された作業従事者から秘密保持誓約書を徴し、甲に提出すること。なお、作業従事者に変更があった場合も同様とする。

6 納入、動作確認及び設定作業

(1) 動作確認及び設定作業

乙は、供給する機器について、次の事項に従い動作確認及び設定作業を行うこと。

なお、当該作業に必要なすべての費用は乙の負担とする。

ア パーソナルコンピュータの動作確認及び設定作業

(ア) OSのセットアップを実施しコンピュータが正常に動作することを確認すること。

(イ) 管理者権限のユーザは Administrator とし、パスワードは無しで設定すること。

(ウ) 組織名等の設定が必要な場合、全て『新潟市水道局』と設定すること。

イ 作業場所

(ア) 機器の動作確認作業に必要な場所は、甲の事務所内の機器または設備が必要な場合を除き、乙が用意すること。

(イ) 上記 (ア) で用意する場所は、施錠可能なものとし、無人になる場合は必ず施錠を行うこと。また、搬入及び搬出の場合を除き、甲に届け出た作業従事者または甲の担当職員以外は立ち入らせないこと。

(2) 納入

ア 納入場所

下記の場所に納入する。

新潟市中央区米山2丁目5-1 株式会社BSNアイネット

イ 納入期限

納入期限については、令和5年8月下旬を目途とし、契約後、甲乙協議のうえ調整するものとする。ただし、乙の責めに帰することのできない正当な理由により、設置期限までに納入できないときは、別途協議をする。

ウ 連絡・調整

乙は、作業実施に当たって、甲及びこの業務に関連する他の受託者と十分に協議し、相互の連携と強調を図り作業を進めるものとする。

(3) 納入及び作業の際の留意事項

ア 身分証明書の携帯及び名札の着用

作業従事者は、身分証明書を携帯し、甲からの請求がある場合には、速やかに提示すること。また、甲の事務所内においては、受託者であることを明記した名札を必ず着用すること。

イ 他の機器及び業務の妨げにならないよう配慮し実施すること。

ウ 乙の責により甲が指定する納入場所の施設及び設備等に損壊を生じさせた場合は、乙の責任においてこれを補修すること。

エ 納品終了後は、甲あてに完了報告すること。

オ 機器等の取扱説明を行うこと。

カ その他関連する作業を行うこと。

7 機器の設置場所

機器の設置場所は「16 設置場所一覧（予定）」のとおりとする。

なお、納入場所から設置場所への移動は甲が行うものとする。

8 撤去作業

(1) 契約解除またはリース満了時の設置機器等の搬出、解体作業

撤去時は、設置場所において機器に格納したシステムデータ、設定情報及びデータベースに格納したデータをすべて復元不可能な方法で消去し、データ消去証明書を提示すること。データ消去後、記憶装置を物理的に破壊し、廃棄証明書等を発行すること。

なお、破壊が不可能な場合は上書き消去によってデータを復元不可能な状態にする措置を講じること。

データの消去、記憶装置の廃棄にかかる費用は乙の負担とする。

9 その他の留意事項

(1) 乙が供給する機器は、入札時に最新の製品または同等のものであり、かつ未使用のものであること。また、中古また

は中古部品を使用したものは、一切認めない。

- (2) 乙が機器を供給する際、モデルチェンジ等により当初予定の機器と異なる機器とならざるを得ない場合は、甲と事前協議を行うこと。
- (3) 乙が供給する機器等は、製造メーカー、型式、品番等が統一されていること。
- (4) 乙が供給する機器等の操作説明書は、原則として日本語で記載されていることとし、機器等の設置時に供給すること。
- (5) 乙が供給する機器等について、甲の要請に応じて操作説明を行うこと。
- (6) グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年五月三十一日法律第百号））に適合している製品であること。
- (7) P Cグリーンラベルに適合している製品であること。
- (8) J - M o s s グリーンマーク基準に適合していること。
- (9) R o H S 指令に適合していること。

10 保守業務

乙が行う機器の保守業務は、次のとおりとする。

(1) 保守の日時

甲の開庁日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律「昭和23年法律第178号」に規定する休日及び12月31日から翌月の1月3日までの日は除く。）の午前9時から午後5時までの間とする。ただし、緊急な対応が必要な障害または重大な障害が発生した場合は、この限りではない。

(2) 障害時の対応

故障、機能停止等の異常が発生した場合は、甲からの指示に基づき直ちに担当者を派遣し、復旧すること。なお、当日午前中に受け付けた依頼は当日の午後に対応し、当日午後を受け付けた依頼は翌業務日午前中に対応することを基本とする。また、現場における訪問修理作業にて解決できない場合は引取修理とする。その際同等以上の代替機を提供すること。

(3) 保守期間

本契約における保守期間は、リース開始日から令和9年9月30日までとする。

(4) 保守体制図の提出

障害発生時の連絡先、保守体制を明記した保守体制図を賃貸借期間開始までに甲へ提出すること。

(5) 保守番号表の提出

障害連絡時に機器の特定に必要な情報（保守管理番号や製造番号）と、甲が指定したホスト名（コンピュータ名）を関連付けた情報を賃貸借期間開始までに電子媒体で甲へ提出すること。

(6) 機器の交換

機器の欠陥により故障、機能停止等の異常が発生した場合は、直ちに機器の交換を行うこと。当該欠陥が同一仕様の機器にも存在する場合は、該当する全ての機器を交換の対象とすること。

(7) 作業結果報告書

上記(2)及び(6)の作業終了後は、速やかに書面による作業結果報告書を作成し、その都度提出すること。

(8) 情報の消去

上記(2)の作業で記憶装置の交換を行った場合、格納されているデータを復元不可能な方法で消去し、データ消去証明書を提示すること。データ消去後は記憶装置を物理的に破壊し、廃棄証明書等を発行すること。なお、破壊が不可能な場合は上書き消去によってデータを復元不可能な状態にする措置を講じること。

データの消去、記憶装置の廃棄にかかる費用は乙の負担とする。

(9) 部品等の梱包並びに運搬費用

障害対応、保守点検等の作業を行う場合、部品等の梱包及び運搬費用は乙が負担すること。

(10) 廃棄物

乙は、保守業務で生ずる梱包等の廃棄物は、責任を持って処分すること。

(11) その他

ア 乙は、以下の条件を満たした業者が保守を行うこと。

(ア) 当該調達機器に関し、納品後、甲の求めに応じて、迅速な保守・点検・修理等の体制が整備されていること。

(イ) 保守業務は性質上、本市の業務に関する情報が記録されている機器を取り扱い、その情報を知り得るため、情報を適切に管理し機密を保持するための包括的な取り組みを行っている業者を選択することが肝要であることから、保守業務を担当する業者は「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度における認定」を取得していること。

イ 保守業務はスポット対応とし、修理に必要な部品に関する費用は機器賃借料に含まないものとする。ただし、乙の障害対応要員の派遣費用及び代替機の費用は機器賃借料に含めるものとする。

ウ 万一、ハードウェア及びソフトウェアに欠陥が発見された場合には、直ちに対応策がとれること。また、機器に関連する技術的な質問に日本語で対応できる窓口を用意すること。

エ ハードウェアとソフトウェアの障害切り分けが可能な技術者が在籍していること。

1.1 機器の管理等

- (1) 甲は、乙による6(3)オの機器等の取扱説明に基づく動作環境・条件を保持するとともに、善良な管理者の注意をもって機器を管理するものとする。
- (2) 甲の故意または重大な過失により機器に損傷が生じた時は、乙は、甲に対して損害の賠償を請求することができる。

1.2 損害保険特約

- (1) 乙は、契約期間中の機器について、乙の名義で乙を被保険者とする乙所定の機器に対する損害保険を付保するものとし、その費用は乙の負担とする。
- (2) 保険事故が発生したときは、甲は直ちにその旨を乙に通知するとともに、保険金受領に関し、必要な一切の書類を乙に交付する。
- (3) 乙は、前項の保険金を次の用途に使用するものとする。
 - ア 機器を完全な状態に復元又は修理すること。
 - イ 機器と同様な状態又は性能の同等物件と取り替えること。

1.3 セキュリティの保全

乙は、本業務の履行にあたり、「新潟市情報セキュリティ基本方針」、「新潟市情報セキュリティ対策基準」とともに次の事項を遵守し、甲の指示に従いセキュリティの保全に努めるものとする。また、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定されるものをいう。）の保護に留意し、甲が定める規程、その他関係法令等を遵守すること。

1.4 その他

(1) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議し定める。

1.5 機器等の仕様

要求仕様	
ハードウェア仕様	
基本的要件	A4 ノート型のビジネスモデルであること。
CPU	インテル Corei5-1235U プロセッサ以上であること。
メインメモリ	パソコンメーカー純正のメモリ 8GB 以上のものが装着され、空きスロットが1つ以上あること。
ストレージ	内蔵型で SSD 256GB 以上であること。
ディスプレイ	内蔵ディスプレイは 15.6HD 型ワイド以上、LED バックライト付 TFT カラーLCD であること。
キーボード	テンキー搭載キーボードとする。
ドライブ	DVD スーパーマルチドライブが本体に標準搭載のこと。
USB ポート	USB2.0 以上のポートが3つ以上搭載されていること。
マウス	光学式もしくはレーザー式のマウスを添付すること。
LAN ポート	LAN インターフェースが本体に搭載されていること。(1000BASE-T / 100BASE-TX / 10BASE-T 準拠)
外部ディスプレイ	HDMI 出力端子が1つ以上搭載されていること。
Web カメラ	内蔵型で顔認証対応されていること。マイク機能があること。

ソフトウェア仕様 以下のソフトウェア条件を満たすこと。	
	(1) OS はドメイン機能を有する Windows 10 Pro (64bit) (Windows 11 Pro ダウングレード) とすること。
	(2) Microsoft Office Professional Plus 2021 を永続ライセンスにて端末台数分添付すること。なお、インストールは行わず、Microsoft Office Professional Plus 2016 のディスクキット一式を納品すること。

1.6 設置場所一覧 (予定)

設置場所	設置台数	住 所
本局	55	新潟市中央区関屋下川原町 1 丁目 3 番地 3
青山浄水場	1	新潟市西区青山水道 1 番 1 号
信濃川浄水場	1	新潟市江南区祖父興野 160 番地 1
阿賀野川浄水場	2	新潟市江南区横越上町 1 丁目 1 番 1 号
戸頭浄水場	3	新潟市南区戸頭 228 番地 1
巻浄水場	2	新潟市西蒲区鷺ノ木 1185 番地
西蒲工事事務所	2	

水質管理課	4	新潟市西区青山水道 1 番 1 号
北工事事務所	3	新潟市北区葛塚 3197 番地
秋葉事業所	2	新潟市秋葉区程島 2004 番地 2
計	75	